

広島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十四号

広島県行政組織規則の一部を改正する規則

広島県行政組織規則（昭和三十九年広島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条住宅課の項中第十六号を第十七号とし、第十三号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律
第百十二号）に関すること。

附 則

この規則は、平成二十九年十月二十五日から施行する。